

# 架空請求はがきに注意

## 生活 パイロット

アイネスには、利用

した覚えのない料金を請求するはがきが届いたという、架空請求の



相談が相次いで寄せられています。以前からあった手口ですが、最近、相談が増えているので注意しましょう。

### 【事例】

「内容確認通知書」請求するはがきが届いた。以前、利用した通信販売や契約不履行による未納で、支払わないと裁判をして財産を差し押さえられるとい

う。万一、身に覚えがない場合は、早急に連絡するよう書かれていた。身に覚えがないため、連絡先に電話をした。相手に尋ねられるまま、氏名や住所、生年月日を教えてしまった。大丈夫か？

### 【架空請求の特徴】

悪質な架空請求には、次のような共通した特徴があります。

▼「最終通告」「民事訴訟」等の裁判をイメージする言葉を使用し、不安をあおる。

▼商品名や請求金額など具体的な記載がない

## 絶対に連絡しないで

く、内容がはっきりしない。話番号を知られてしま

います。絶対に連絡しないようにしよう。

▼至急、連絡するよう促し、慌てて電話してきた人を脅して高額な請求をする。

▼「〇〇紛争処理相談センター」等、公的機関だと勘違いさせるような名称が多い。

▼何らかの不安がある場合は、できるだけ早く、近くの市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談ください。

▼身に覚えのない請求に、近隣の市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談ください。

▼身に覚えのない請求に、近隣の市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談ください。

▼身に覚えのない請求に、近隣の市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談ください。

▼身に覚えのない請求に、近隣の市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談ください。

▼身に覚えのない請求に、近隣の市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談ください。

▼身に覚えのない請求に、近隣の市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談ください。

(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、☎097・534・0999消費生活相談電話